

令和4年3月8日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	ナカバヤシ株式会社	大阪府大阪市中央区北浜東1番20号
2	トッパン・フォームズ株式会社	東京都港区東新橋1丁目7番3号
3	小林クリエイト株式会社	愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地
4	東洋印刷株式会社	京都府京都市伏見区中島中道町133番地
5	株式会社イセトー	京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地
6	株式会社タナカ	茨城県土浦市藤沢3495番地1

2 入札参加資格停止措置期間

上記1の者 令和4年3月8日から令和4年6月7日まで (3カ月間)

上記2から6の者 令和4年3月8日から令和4年9月7日まで (6カ月間)

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する物品調達契約

4 事実概要

上記の者は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札に対し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

なお、ナカバヤシ株式会社は課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。

5 入札参加資格停止理由

水戸市物品調達等の契約事務に関する規程第24条第2項の規定において準用する水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第75条第1項別表第4第5項イ「業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当する。

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程

措置要件	期間
別表第4第5項 独占禁止法違反行為(一般工事等) イ 「業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号及びアに掲げる場合を除く。)」	当該認定をした日から 6カ月以上12カ月以内
第80条(入札参加資格停止期間の短縮) 市長は、有資格請負業者について特別の理由があると認められるため、別表第3若しくは別表第4又は前条第1項の規定による入札参加資格停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、当該入札参加資格停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	

